

論文要旨

第二次世界大戦の終結後、IOC（International Olympic Committee、国際オリンピック委員会）は1936年以来となる近代オリンピック大会を1948年にロンドンで開催することに決定した。しかし、この大会に第二次世界大戦の敗戦国である日本・ドイツは参加を許されなかった。日本の近代オリンピック初参加は1912年第5回ストックホルム大会である。このストックホルム大会に参加して以降、日本が不参加となった大会は2度ある。1度目は前述した1948年の第14回ロンドン大会（以下、「第14回大会」と略す）であり、2度目は1980年第22回モスクワ大会である。第14回大会は、第二次世界大戦終結の約3年後に開催された大会であり、日本、ドイツは招待されなかったものの、第二次世界大戦前に三国同盟を結んで連合国と対立していたイタリアや、第二次世界大戦で日本、ドイツと同じ枢軸国として参戦していたハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、フィンランドの参加は認められた。一方で、第二次世界大戦の戦勝国であるソ連は、NOCがないとの理由で参加を拒否されている。

これまで第14回大会に日本が招待されなかった理由をはじめ、戦後の日本のオリンピック・ムーブメント復帰の過程を歴史的に検討した研究は、ほとんどみられない。そこで、本研究の目的は、戦後、日本がオリンピック・ムーブメントに復帰する過程を明らかにすることである。本研究では、特に戦後最初に開催された第14回大会（1948年7月29日－8月14日）に日本が招待されなかった歴史的事実、および1948年IOCロンドン総会（1948年7月27日－7月29日、8月13日）への日本代表出席をめぐる議論に焦点を当て、日本が招待、出席できなかった理由、および当時の日本の対応を国内外の史料から多角的な検討を行う。

本論第1章では、当時日本のNOC（National Olympic Committee、国内オリンピック委員会）であった大日本体育会（現、日本スポーツ協会）は、戦後最初のオリンピック大会となる第14回大会への参加を目指して、どのような具体策を講じたかを明らかにした。検討した主な史料は、日本スポーツ協会資料室に保存されている大日本体育会の理事による会議録および同評議員による会議録であり、当時の国内の新聞、雑誌等を補完的に用いながら検討を行った。第1章の検討結果として、戦後の大日本体育会は、国内の新聞報道から僅か数日で寄付行為の変更を行ったり、海外の人脈を可能な限り辿ろうとしたりするなど、オリンピック大会を積極的に目指して議論、政策を重ねていたことが明らかとなった。上記の議論を行うことになった背景は、1946年12月2日にイギリスの第14回大会組織委員会委員でもあるベヴァン中佐による「日本とドイツは新しいオリンピック委員会を組織し、大会に間に合うように国際オリンピック委員会に承認されたなら1948年のオリンピック委員会に参加できる」という発言報道があった。また、GHQ内のCIE（Civil Information and Educational Section、民間情報教育局）の体育・スポーツ関係者は日本の第14回大会参加に否定的な見解を示してはおらず、IOCやIFとのコンタクトに積極的に協力しようとする姿勢がみられた。一方、GHQ最高司令官のマッカーサーは、第14回大会への日本の参加は不可能で、次の1952年大会に望みを繋いだ方が良いとの見解を示していた。この見解は、ヨーロッパを中心とした国際情勢から対日感情を冷静に捉え、資金面についても考慮した上でマッカーサーの側近であるバンガーを介して大日本体育会に示されたものであった。以上のように、本論第1章では積極的にオリンピック大会への参加をめざした大日本体育会の動向を明らかにした。

本論第2章は、IOCや第14回大会組織委員会の会議において、加盟組織としての日本のNOCの承認は継続していたのか否か、また第14回大会への招待国はどのような議論を経て決定されたのかについて検討を行った。この第2章の検討では、主としてIOCの理事会や総会の議事録を分析対象とした。戦後のIOC総会では、新たに加盟を申請するNOCの承認に関する議事が取り上げられていた。しかし、議事録

には各 NOC の加盟に対する認否の判断材料や理由の詳細は記されていなかった。日本とドイツの NOC を承認するか否かについての議論は、1947年ストックホルムで開催された IOC 総会で行われていた。議事録によれば、日本の NOC は「議論の対象外」とされ、ドイツの NOC は「拒否」とされた。

日本の NOC に関連する記録は、第14回大会組織委員会の理事会にも見られた。1947年3月6日の第14回大会組織委員会理事会議事録では「“IOC Bulletin” の第3号の NOC リストの国々に招待状を送付することとなった」と報告されていた。このリストは、日本の NOC が存在することにはなっていたものの、住所が空白であり、実質的には招待状の送付ができないものであった。しかし、これをどのように扱うかについての議論は行われないうまま、招待状が送付されることはなかった。これら IOC および第14回大会組織委員会の理事における議論の様子から、第二次世界大戦直後のオリンピック・ムーブメントにおける日本の扱いは、直接的な議論の対象にならないほどであり、大日本体育協会が期待していたような早期復帰は、困難であった状況が明らかになった。

本論第3章は、IOC の理事会や総会の判断に大きな影響を与えたと考えられる、当時の IOC 要職者によって交わされた日本のオリンピック・ムーブメントへの復帰問題の書簡内容を中心に検討を行った。第14回大会の開催地決定前にあたる、1944年下旬から1945年上旬にかけて、当時 IOC 会長代行であったエドストローム、副会長代行であったブランデー、イギリスの IOC 委員であり IOC 理事であったアバーディアらの往復書簡からは、日本、ドイツをオリンピック・ムーブメントにいつ復帰させるかについての意見交換が行われたことが明らかになった。第二次世界大戦が完全に終結する以前から、オリンピック・ムーブメントにおける日本とドイツの位置づけは、議論の対象となっていたといえる。またアバーディアは、1948年オリンピック大会の開催地がロンドンに決定する以前から「次回オリンピック大会に日本とドイツを招待すべきでない」という明確な意志を持ち、ブランデーに理解を求めていた。一方、ブランデーは「日本人、ドイツ人の参加は国際情勢を見極めるべき」との見解を示し、エドストロームもこれに同調していた。したがって、第二次世界大戦の終結が見え始め、大会の再開を検討し始めた時期の段階では、IOC 理事会内部でも戦後の日本のオリンピック・ムーブメント復帰に関する見解は一様ではなかった。しかし、1947年にかけてブランデーが CIE のダーギンと交わした書簡やエドストロームが永井松三と交わした書簡からは、「日本のオリンピック・ムーブメント早期復帰は困難である」という内容が書かれていた。検討した史料からは、旧日本軍による戦争中の行為によって、各国の IOC 委員やイギリス国民に与えられた心の傷の深さをエドストロームとブランデーが認識したことで、第14回大会に日本は招待できないということが明らかとなった。

本論第4章では、IOC 総会への日本の参加をめぐる過程について検討を行った。この検討は、大日本体育会の議事録や IOC 重職者の書簡、さらにはイギリス側の見解としてイギリス国立公文書館の書簡の分析によるものである。日本が第14回大会に招待されないことは、本論第3章検討によって1947年中旬ごろに大日本体育会も認識していたものと思われる。そのため、オリンピック・ムーブメントの早期復帰を目指す日本としては、IOC 総会に日本人が出席することを次善の重要な策としていた。終戦直後から1948年にサン・モリッツで開催された IOC 総会までの期間、当時の日本の情勢では、国外に渡航することは困難であり、日本人 IOC 委員は出席することができなかった。この渡航問題が解消され、出席が可能な総会として最初に得られた機会が、第14回大会前後にロンドンで開催予定の IOC 総会であった。この総会への日本人 IOC 委員の出席に対しては、大日本体育会は当然のこととして、さらには IOC 会長エドストローム、副会長ブランデーも斡旋する立場をとっていた。しかし、総会の1カ月前に第14回大会組織委員会委員長のバーレーが日本人 IOC 委員の出席を拒否する書簡をエドストロームに送っていた。検討した史料からは、バーレーが日本人 IOC 委員の入国を拒否するためにイギリス外務省関係者と裏工作を行

い「ビザを発行することができない」ことを表向きの理由とし、駐日英国大使館にも事情を知らせる電報を送るなどしていたことが明らかになった。

以上のように、本論第1章～第4章における検討結果から、戦後日本のオリンピック・ムーブメント復帰を妨げた最大の障壁は、軍国主義体制下における旧日本軍による残虐行為、戦争犯罪であり、それらによって引き起こされたIOCおよび開催国イギリスの関係者の感情であったと結論づけることができた。終戦から3年という期間では、イギリスを中心とする関係者の感情が癒えることはなかった。終戦後間もない時期、多くの国々のスポーツ関係者たちは、オリンピックの理想の下で日本人とともに競技を行う心情になることはできなかったといえる。

本研究の結果は直近の2020年(COVID-19の影響で開催は2021年)第32回東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、これまでに日本で開催した大会が社会に残したレガシーを検証する際にも、重要な知見となり得る。第二次世界大戦が終わり、約80年の月日が流れたものの、国家間の紛争は不可避である。オリンピック憲章におけるオリンピズムの根本原則には「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。」と記されている。この実現に向け、過去の過ちを繰り返さないための教科書として、オリンピック・ムーブメントの歴史を活かす必要があるだろう。